

オンラインによる診療及び服薬指導における課題について

目的

規制緩和の中、院内感染を防止するためにオンラインによる診療及び服薬指導をどのように活用していくか

オンライン診療（遠隔診療）の歴史

- ▶ 平成9年12月24日 厚生省健康政策局長通知
特定の慢性疾患
離島、へき地に限定
初診は対面診療
- ▶ 平成15年3月31日 一部改正
- ▶ 平成23年3月31日 一部改正

平成27年8月10日 厚生労働省医政局長事務連絡

- ▶ 平成9年厚生省健康政策局長通知が、限定されたものではないことが示される
 - ①「離島、へき地の患者」は例示であること
 - ②遠隔診療の対象及び内容は例示であること
 - ③必ずしも、直接の対面診療を行ったうえで、遠隔診療を行わなければならないものではないこと

- ▶ 平成30年3月31日（令和元年7月一部改正）
「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出
- ▶ 平成30年4月1日
診療報酬改定により「オンライン診療料」等が創設

新型コロナに関する特例措置

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日事務連絡）
- ▶ 歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月24日事務連絡）

オンラインによる服薬指導の歴史

- ▶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性等の確保に関する法律（以下「薬機法」という。）第9条の3に基づき対面による情報提供及び指導が義務付けられていた
- ▶ 令和元年9月30日 特措法により国家戦略特区で可能
- ▶ 令和2年9月1日 薬機法改正
オンラインによる服薬指導が可能になる

市内報告施設数 (令和2年11月30日現在)

- ▶ 病院
11施設 / 22施設
- ▶ 一般診療所
112施設 / 370施設
- ▶ 歯科診療所
12施設 / 323施設

オンライン診療適用の考え方

(日本プライマリ・ケア連合学会 プライマリ・ケアにおけるオンライン診療の手引き Ver 1. 0より)

ポイント

- ▶ 医師患者関係が 構築されている／まだされていない
- ▶ オンライン診療支援者が いる／いない
- ▶ 医療機関に登録が ある／ない
- ▶ 診療報酬上の 初診／再診
- ▶ 症状 急性期症状の有無、慢性疾患憎悪の有無、軽症／重症

かかりつけ患者の定期診察 (IDあり、再診、急性症状なし又は軽微)

- ▶ 普段の医師患者関係が構築できている
- ▶ オンライン診療の実施が可能
症状の憎悪時については対面診療を受けるよう説明
追加の症状があれば動画で重症度判定
 - ⇒軽微：処方調整
 - ⇒重症：対面診察

かかりつけ患者の新規症状対応 (IDあり、初診、症状は様々)

- ▶ 普段定期検診はしていないが、感冒や喘息発作などがあるとかかりつけ医を受診するケース
- ▶ 以下の条件がそろっていれば可能
 - ①かかりつけ医が患者の病歴や対応能力に信頼がおけると判断できる
 - ②患者が医師や支援者との良好な関係に基づいて方針決定ができる
 - ③オンライン診療による問診と指針で軽症と判断できる

久しぶりに受診した患者新規症状対応 (IDあり、初診、症状は様々)

- ▶ 急性症状で軽症であり、処方を希望しているケース
- ▶ 患者情報の更新がなく関係も希薄になりやすい
⇒かなり慎重な対応が求められる

適切な例)

毎年春にアレルギー性鼻炎で受診している50代女性より、新型コロナウイルスの感染が心配だからと、オンライン診療の予約があった。発熱・呼吸苦などの随伴症状がないことを慎重に確認し、過去カルテの病歴も確認のうえで抗ヒスタミン薬を30日分処方した。時限的な措置であることも説明し、次回の対面による再診も促した。

全くの初診者への対応 (IDなし、初診、症状は様々)

- ▶ ほとんどの場合は医師患者関係が構築されていない
- ▶ 患者背景の把握が困難
⇒お勧めできない
- ▶ 許容されうるケース
 - ・ 家族がかかりつけなど医療機関との信頼関係がすでに構築されている
 - ・ 無症状時にオンライン登録をしておき、発熱時に医師による診断等を受けたい
 - ・ 転居にともない、診療情報提供書をもとに前医で処方されていた比較的
安全な薬剤を初診として継続処方

外来診察における活用方針（時限的措置）

- ◎かかりつけ患者の定期診察（再診）：積極的に実施
- かかりつけ患者の新規症状（初診）：条件を満たす場合に可能
- △久々に受診した患者の新規症状（初診）：慎重
- ×初診患者：困難。ただし、許容されうるケースもある

歯科診療所

- ▶ 可能なものは先述の方針に従い、オンラインによる診療を実施
- ▶ 基本的にはオンライン診療が困難であることから施設内の感染対策の徹底を図る

薬局

- ▶ 現状コロナ禍においては、依頼があれば積極的に活用してもらいたい
- ▶ 課題の整理
 - ・ 相談応需体制の整備
 - ⇒ 服薬指導の際、配送された際に連絡先をはっきりと知らせる
 - ・ 配送時の保管状態とコスト
 - ⇒ 温度管理の確認と配送料の負担の整理
 - ・ 服薬指導のタイミング
 - ⇒ 到着時にも実施したほうがいい場合の整理
 - ・ どの薬局が実施しているか不明
 - ⇒ 実施薬局の把握